

3. 無効審判

「審判請求書」作成見本

無効審判：特許

特 許
印 紙
50,000

特 許
印 紙
10,000

特 許
印 紙
500

(60,500 円)

審 判 請 求 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示 特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件

2 審判の請求に係る請求項の数 2

3 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03-1234-1234

ファクシミリ番号 03-1234-1235

氏名（名称） 特許株式会社

（代表者） 特 許 太 郎

印

4 被 請 求 人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

氏名（名称） 経産株式会社

5 請求の趣旨

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号発明の特許請求の範囲の
請求項1及び2に記載された発明についての特許
を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、
との審決を求める。

6 請求の理由

(1)請求の理由の要約

特許法第29条第2項（特許法第123条第1項第2号）

請求項	本件特許発明	証拠
1	A. ～サーマルプリンタにおいて、 B. シングルストライクリボンカセット(6) か、マルチストライクリボンカセット(7) か、を識別するリボンカセット識別手段(23)と、 C. サーマルヘッド(4) の駆動エネルギーを制御する駆動エネルギー制御手段(5) とを設け、 D. 該駆動エネルギー制御手段(5) は、前記リボンカセット識別手段(23)からの電気信号を受けてシングルストライクリボンカセット(6) の場合には、マルチストライクリボンカセット(7) の場合よりも少ないエネルギーにより前記サーマルヘッド(4) を駆動することを特徴とするサーマルプリンタ。 (効果) 印字濃度の均一化	甲第1号証 特開平〇〇－〇〇〇〇〇号公報 ・第3頁第〇欄第・行～第4頁第〇欄第・行 A. ～サーマルプリンタにおいて、 B'. シングルストライクリボン(12)か、マルチストライクリボン(15)かを識別して、サーマルヘッド(3) の駆動エネルギーを変化させる点 C. ……制御手段(36)と、 D. ……した点。 (効果) 印字濃度の均一化 甲第2号証 実公平〇〇－〇〇〇〇〇号公報 ・第4頁第〇欄第4～26行 B. ……カセット識別手段(16)
2	E. 駆動エネルギー制御手段(5)は駆動電流を制御するものであることを特徴とする請求項1記載のサーマルプリンタ。	甲第1号証 ・第4頁第〇欄3～12行 E. ……駆動電流を制御する、サーマルヘッド(13)の駆動エネルギー制御手段
理由要点	(請求項1) 請求項1に係る発明では、カセットを識別しているのに対し、甲1号証記載の発明ではリボン自体を識別している点で相違するが、カセット自体を識別する点は、同じくサーマルプリンタのサーマルヘッドの技術である甲2号証に記載されており、甲2号証記載のものを甲1号証に適用することは、当業者にとって容易である。 (請求項2) 駆動電流を制御しサーマルヘッドの駆動エネルギーを制御することは、甲1号証に記載されている。	

(2) 手続の経緯

出願	平成〇〇年〇〇月〇〇日
登録	平成〇〇年〇〇月〇〇日
特許掲載公報発行	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(特許第……号公報)

(3) 無効審判請求の根拠

本件特許の請求項 1 及び 2 に係る発明は、甲第 1 号証及び甲第 2 号証に記載された発明に基づいて、出願前に当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないものであり、その特許は同法第 123 条第 1 項第 2 号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件特許を無効にすべき理由

① 本件特許発明

本件の請求項 1、2 に係る各特許発明は、本件特許第〇〇〇〇〇〇号の願書に添付した特許請求の範囲の当該各請求項に記載されたとおりの、

「(請求項 1)

- A. 印字を行うためのサーマルヘッド(4)と、印字のためのリボンを収納するリボンカートリッジ(6)(7)と、サーマルヘッドを駆動する駆動手段(3)を備えたサーマルプリンタにおいて、
- B. シングルストライクリボンカセット(6)かマルチストライクリボンカセット(7)かを識別するリボンカセット識別手段 (23) と、
- C. サーマルヘッド(4)の駆動エネルギーを制御する駆動エネルギー制御手段 (5)とを設け、
- D. 該駆動エネルギー制御手段(5)は前期リボンカセット識別手段 (23) からの電気信号を受けてシングルストライクリボンカセット(6)の場合にはマルチストライクリボンカセット(7)の場合よりも少ないエネルギーにより前記サーマルヘッド(4)を駆動することを特徴とするサーマルプリンタ。

(請求項 2)

- E. 駆動エネルギー制御手段(5)は駆動電流を制御するものであることを特徴とする請求項 1 記載のサーマルプリンタ。」

である。

そして、本件の各発明は、この構成によりシングルストライクリボンカセット又はマルチストライクリボンカセットのいずれを使用しても、印字

濃度を均一にするという作用・効果を奏するとされているものである。

② 先行技術発明が存在する事実及び証拠の説明

本件特許の出願前に頒布された刊行物である甲第1号証（特開平〇〇―〇〇〇〇〇〇号公報、×年×月×日発行）の第3頁〇欄第・行～第頁第〇欄第・行には、本件請求項1及び2に係る各特許発明の構成中、A、C、D及びEに相当する構成、及びB'なる点、また、請求項2に係る発明の構成中、Eに相当する構成が記載されている。

すなわち、同号証はサーマルプリンタに関するものであり、その第〇頁〇欄第8～28行には、「……………」と記載され、第4頁左欄第22～右欄第5行には「……………」と記載され、本件請求項1のうち、A、C、Dに相当する構成及びBではなくB'である点が記載されている。また、第4頁右欄第12～25行には、「……………」と記載されており、請求項2に係る発明の構成のEに相当する構成が記載されている。そして甲第1号証に記載された発明は、上記の構成により、いずれのリボンを用いてもプリント濃度を均一にすることができる、という効果を有するものである。

さらに、本件特許の出願日前に頒布された刊行物である甲第2号証（実公平〇―〇〇〇〇〇〇号公報、〇年〇月〇日発行）の第4頁第〇欄、第4～26行には、本件請求項2中、Bに相当する構成が記載されている。

すなわち、同号証第4頁第〇欄第4～26行には、「……………」と記載されている。

③ 本件特許発明と先行技術発明との対比

（請求項1）

本件請求項1に係る特許発明と甲第1号証に記載された発明とを対比すると、両者は、シングルストライクリボンかマルチスライクリボンかの識別信号に応じて、ヘッドの駆動エネルギーを制御するものである点で共通し、請求項1に係る特許発明は、……（B）……であるのに対し、甲第1号証に記載された発明は、……（B'）……である点で、両者は相違する。

しかしながら、甲第2号証には……………した点が記載されており、しかも甲第2号証に記載されたものはサーマルプリンタのリボンカセットの識別に関する技術であり、本件特許発明及び甲第1号証に記載された発明と技術分野を同一にするものであるから、甲第2号証に記載された上記の点の構成を甲第1号証に記載されたものに適用することはその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に推考し得るものである。

また、本件特許発明の効果も、甲第1号証及び甲第2号証記載のものから

予測できる効果以上のものはない。

(請求項2)

本件請求項2に係る特許発明と甲第1号証に記載された発明とを対比すると、甲第1号証には、請求項2に記載の「E. ……」についても記載されていることから、請求項2に係る特許発明も、甲第1号証に記載された発明に、甲第2号証に記載された発明を適用したものに相当するが、この点はその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者にとって容易である点は、請求項1について述べたとおりである。

(5) むすび

以上のとおり、本件請求項1、2に係る各特許発明は、甲第1号証、甲第2号証に記載された発明に基いて、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が特許出願前に容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないものであり、特許法第123条第1項第2号に該当し、本件特許は無効とすべきものである。

7 証拠方法

(1) 本件請求項1及び2に係る特許発明が、その出願前に頒布された刊行物に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであることを、甲第1号証ないし甲第3号証により立証する。

(2) 証拠の表示

甲第1号証：特開平〇〇－〇〇〇〇〇号公報

甲第2号証：実公平〇－〇〇〇〇〇号公報

8 添付書類の目録

(1) 甲第1号証写し	正本1通及び副本2通
(2) 甲第2号証写し	正本1通及び副本2通
(3) 審判請求書	副本2通

特 許 印 紙 50,000	特 許 印 紙 5,000
----------------------	---------------------

(55,000円)

「審判請求書」作成見本
無効審判：実用

平成6年1月1日以降にされ
た実用新案登録出願に係る無
効審判の場合

審 判 請 求 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号実用新案登録無効審判事件

2 審判の請求に係る請求項の数 1

3 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03-1234-1234

ファクシミリ番号 03-1234-1235

氏名（名称） 株式会社特許

代表者 特 許 太 郎 印

4 被 請 求 人

住所（居所） 〒160-0001 東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号

氏名（名称） 乙野株式会社

5 請求の趣旨

登録第〇〇〇〇〇〇〇号実用新案の実用新案登録請求
の範囲の請求項1に係る考案についての実用新案登録
を無効にする。審判費用は被請求人の負担とする、と
の審決を求める。

6 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

実用新案法第3条第2項（実用新案法第123条第1項第2号）

請求項	実用新案登録	証拠
1	A. B. C.	甲第1号証 (.....) ・ 第○頁第○行 A. B. 甲第2号証 (.....) . . .
理由の要点	(請求項1) 本件考案は.....	

(2) 手続の経緯

出 願 平成〇〇年〇〇月〇〇日
登 録 平成〇〇年〇〇月〇〇日
(実用新案登録第.....号公報)

(3) 無効審判請求の根拠

本件登録実用新案は、甲第1号証及び甲第2号証に記載された考案並びに甲第3号証乃至甲第5号証に記載された周知技術に基いて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、その実用新案登録は同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件実用新案登録を無効にすべきである理由

① 本件登録実用新案

本件登録実用新案は、本件実用新案登録第〇〇〇〇〇〇号の願書に添付された実用新案登録請求の範囲に記載されたとおりの「……」であり、その構成のうち、……するようにしたことを特徴とするものであって、このような構成を採用することにより、……という効果を奏するものである。

② 先行技術考案が存在する事実及び証拠の説明

本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第1号証（・・・著「・・・」・・・出版社・・・年・・・月・・・日第〇〇頁第〇〇行～第〇〇頁第〇〇行目）には、……が記載されている。

同じく本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第2号証（特開平〇〇－〇〇〇〇〇号公報、×年×月×日発行）の特許請求の範囲第1項には、「……」が記載されており、また、第〇頁第〇〇行～第〇〇頁〇〇行目には、「……」が記載されている。

さらに、本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第3号証（特開平〇〇－〇〇〇〇〇号公報、△年△月△日発行）の第〇頁第〇〇行から第〇〇頁第〇〇行には、「……」が、本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第4号証（実願平〇〇－〇〇〇〇〇号（実開平〇〇－〇〇〇〇〇号公報）のCD-ROM、□年□月□日発行）の第〇頁第〇〇行から〇〇行までには、「……」が、本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第5号証（特開昭〇〇－〇〇〇〇〇号公報、〇年〇月〇日発行）の第〇頁〇〇行から第〇頁〇〇行には、「……」がそれぞれ記載されている。

③ 本件登録実用新案と先行技術考案との対比

本件登録実用新案と甲第1号証に記載された考案を対比すると、両者は……の点で一致し、(イ)……の点、(ロ)……の点で相違する。

以下、上記相違点について検討する。

まず(イ)の点についてみると、甲第2号証には、……として……と記載されており（第〇頁〇〇行から〇〇行参照）、甲第1号証の……と甲第2号証の……は「〇〇〇〇」という作用のために設けられているものである点で共通するから、当業者にとってみれば、甲第1号証の……に代えて、甲第2号証の……を転用することに格別の困難性はないので、当業者がきわめて容易に想到することができるものにすぎない。

また、(ロ)の点についてみると、甲第3号証の第〇頁第〇〇行から第〇〇頁第〇〇行の「……」、甲第4号証の第〇頁第〇〇行から〇〇行の「……」、甲第

5号証の第○頁○○行から第○頁○○行の「……」の記載に見られるように、……として……と……とはともに周知の手段であり、このいずれの手段を採用するかは……に応じて当業者が任意に定めることができる単なる設計上の選択事項にすぎない。そして、本件登録実用新案の効果としている……についても、上記甲第1号証及び甲第2号証に記載された効果並びに甲第3号証乃至甲第5号証に記載されている周知技術の効果以上の効果は有していない。

(5) むすび

したがって、本件登録実用新案は、甲第1号証及び第2号証に記載された考案並びに甲第3号証乃至甲第5号証に記載されている周知技術に基いて、実用新案登録出願前に当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、その実用新案登録は同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

7 証拠方法

(1) 本件請求項1に係る考案が、その出願前発行された刊行物に記載された考案並びに周知技術に基いて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであることを、甲第1号証ないし甲第5号証により立証する。

(2) 証拠の表示

甲第1号証 : ……著「……」……出版社、……年…月…日、
第○○頁
甲第2号証 : 特開平○○－○○○○○○号公報
甲第3号証 : 特開平○○－○○○○○○号公報
甲第4号証 : 実願平○○－○○○○○○号（実開平○○－○○○○
○○号公報）のCD-ROM、□年□月□日発行
甲第5号証 : 特開昭○○－○○○○○○号公報

8 添付書類の目録

(1) 甲第1号証写し	正本1通、副本2通
(2) 甲第2号証写し	正本1通、副本2通
(3) 甲第3号証写し	正本1通、副本2通
(4) 甲第4号証写し	正本1通、副本2通
(5) 甲第5号証写し	正本1通、副本2通
(6) 審判請求書	副本2通

特 許 印 紙 50,000	特 許 印 紙 5,000
----------------------	---------------------

「審判請求書」作成見本
無効審判：実用

平成5年12月31日まで
にされた実用新案登録出願
に係る無効審判の場合

審 判 請 求 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号実用新案登録無効審判事件

2 審判の請求に係る請求項の数 1

3 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号
電話番号 03-1234-1234
ファクシミリ番号 03-1234-1235
氏名（名称） 株式会社オツノ
代表者 乙 野 太 郎 印

4 被請求人

住所（居所） 〒105-0001 東京都中央区銀座〇丁目5〇番〇号
氏名（名称） 実用株式会社

5 請求の趣旨

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号考案の請求項1に係
考案についての実用新案登録を無効とする。審判費用は被
請求人の負担とする、との審決を求める。

6 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

実用新案法第3条第1項第2号（実用新案法第37条第1項第1号）

請 求 項	本件登録実用新案	証 拠
1	A. B. C.	甲第1号証 (.....) ・ 第○頁第○行..... A. B. 甲第2号証 (.....) . 証人○○○○ .
理 由 の 要 点	(請求項1) 本件考案は.....	

(2) 手続の経緯

出	願	平成○○年○○月○○日
出	願	公 告
		平成○○年○○月○○日
		(実公平○○－○○○号)
登	録	平成○○年○○月○○日

(3) 無効審判請求の根拠

本件実用新案登録の請求項1に係る考案はその出願前に日本国内で販売された○×株式会社のYZ2001型の○○装置に係る考案であるから、実用新案法第3条第1項第1号に規定する実用新案登録出願前に日本国内で公然実施された考案であるので、本件実用新案登録は同法第37条第1項第1号に該当し、無効とすべきものである。

(4) 本件実用新案登録を無効にすべきである理由

① 本件登録実用新案

本件実用新案登録の請求項１に係る考案は、本件実用新案登録第〇〇〇〇〇〇号の願書に添付した実用新案登録請求の範囲の請求項１に記載されたとおりの「……」であり、……という作用効果を奏するものである。

② 先行技術考案が存在する事実及び証拠の説明

甲第１号証は、〇×株式会社が本件実用新案登録の出願前の〇〇〇〇年〇月に作成したＹＺ２００１型装置の設計図及びその説明書であり、当該設計図の上図には、××手段（図番１３）、××手段に対して〇〇するための〇〇〇（図番１０）を設けた装置が記載されている。

このＹＺ２００１型装置が上記の設計図と同じ構造を有していたものであることについては、当時の製造責任者であった鈴木〇〇の証言により立証する。

甲第２号証は、ＹＺ２００１型装置のカタログであって、当該カタログの第３頁にはＹＺ２００１型装置が記載されている。また、当該カタログの第６頁には〇〇〇〇年に発行されたものであることが記載されており、ＹＺ２００１型装置は〇〇〇〇年〇〇月頃から製造、販売されていた事実を示している。

甲第３号証は、□□□株式会社の平成３年度の仕入れ帳の写しであり、当該仕入れ帳の第〇〇頁には、本件考案の出願前の〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、第〇×頁には、〇〇〇△年△△月××日に、□□□株式会社がＹＺ２００１型装置を仕入れ、販売していた記録が記載されている。

そして、この仕入れ帳に記載の〇〇〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇〇△年△△月××日に、□□□株式会社がＹＺ２００１型装置を仕入れ、販売していた事実について、証人高橋〇〇の証言により立証する。

③ 本件登録実用新案と先行技術考案との対比

ＹＺ２００１型装置の構成は、甲第１号証及び甲第２号証によると「××手段、……〇〇〇を設けた装置」である。

ＹＺ２００１型装置と本件実用新案登録の請求項１に係る考案とを対比すると、ＹＺ２００１型装置の××手段は、本件実用新案登録の請求項１に係る考案の〇〇手段に、ＹＺ２００１型装置の××手段は本件実用新案登録の請求項１に係る考案の〇〇手段……に、各々相当するから、ＹＺ２００１型装置は、本件実用新案登録の請求項１に係る考案と同一の構成を有している。

そして、当該ＹＺ２００１型装置は、甲第２号証及び甲第３号証に記載された事実によると、本件実用新案登録の出願前に公然と販売されていたものである。

(5)むすび

したがって、本件実用新案登録の請求項1に係る考案は、その出願前に公然実施された考案であるので、実用新案法第3条第1項第2号に規定する考案に該当し実用新案登録を受けることができないものであり、その実用新案登録は同法第37条第1項第1号に該当し、無効とすべきである。

7 証拠方法

(1) 書証

①甲第1号証

YZ2001型装置の設計図及びその説明書であり、同装置が××手段、及び××手段に対して〇〇するための〇〇〇を設けていることを証明する。

②甲第2号証

YZ2001型装置のカタログであり、同装置が平成〇〇年〇〇月頃から製造、販売されていた事実を証明する。

③甲第3号証

□□□株式会社の平成〇〇年度の仕入れ帳の写しであり、平成〇〇年△△月××日に、□□□株式会社がYZ2001型装置を仕入れ、販売していたことを証明する。

(2) 証人

① 鈴木〇〇

東京都〇〇区〇〇一丁目1番1号

〇×株式会社〇〇部長

鈴木〇〇氏は、〇〇〇〇年当時の〇×会社の製造責任者であり、YZ2001型装置が甲第1号証の設計図と同じ構造を有していたものであることを証明する。尋問事項は、別添尋問事項書に記載の通りである。

② 高橋〇〇

埼玉県〇〇市〇〇一丁目1番1号

□□□株式会社〇〇課長

高橋〇〇氏は、甲第3号証の仕入れ帳に記載の〇〇〇〇年〇〇月〇〇日ないし〇〇〇△年△△月××日当時の□□□株式会社の仕入れ、販売の担当者であり、□□□株式会社が当時、YZ2001型装置を仕入れ、販売していた事実について証明する。尋問事項は、別添尋問事項書に記載の通りである。

8 添付書類の目録

甲第1号証
甲第2号証
甲第3号証
尋問事項書
審判請求書

正本1通及び副本2通
正本1通及び副本2通
正本1通及び副本2通
正本1通及び副本2通
副本2通

尋 問 事 項 書

(平成〇〇年〇〇月〇〇日)

特許庁審判長 殿

1 審判の番号 無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇

2 請求人

住所(居所) 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03-1234-1234

ファクシミリ番号 03-1234-1235

氏名(名称) 株式会社オツノ

代表者 乙 野 太 郎 印

3 証人 高橋 〇〇

4 尋問事項

(1) 〇〇〇〇年当時の証人の職業について

(2) 証人と甲第3号証の仕入れ帳との関係について

(3) 甲第3号証の仕入れ帳に記載の、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日ないし〇〇〇
△年△△月××日当時に仕入れた装置はどのような名称及び構造の装置
でしたか

(4) 当時仕入れた装置は、甲第1号証の設計図に記載された××手段、及び
××手段に対して〇〇するための〇〇〇を設けているものでしたか

(5) その装置は、その後どのように扱われましたか

(6) その他関連事項について

5 尋問に要する見込みの時間

45分

特 許
印 紙
50,000

(55,000 円)

特 許
印 紙
5,000

審 判 請 求 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号無効審判事件

2 請求人

住所（居所） 〒100-0000 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

電話番号 03-1234-1234

ファクシミリ番号 03-1234-1235

氏名（名称） 株式会社〇〇〇〇〇

代表者 〇〇 〇〇〇

印

3 被請求人

住所（居所） 〒100-0000 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

氏名（名称） 〇〇〇株式会社

4 請求の趣旨

登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠の登録を無効とする。
審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求
める。

5 請求の理由

（1）手続の経緯

出 願 平成〇〇年〇〇月〇〇日

登 録 平成〇〇年〇〇月〇〇日

（2）意匠登録無効の理由の要点

本件登録意匠は、甲第1号証の意匠と類似するものであるから、意匠法第3条第1項第3号の規定により意匠登録を受けることができないものであり、同法第48条第1項第1号により、無効とすべきである。

(3) 本件意匠登録を無効とすべき理由

イ 本件登録意匠の説明（要旨等）

ロ 甲第1号証の意匠の説明（要旨等）

ハ 本件登録意匠と甲第1号証の意匠との対比

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の意匠に係る物品の対比

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の形態の共通点及び差異点の列挙

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の形態の共通点及び差異点の評価

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の意匠に係る物品及び形態の共通点及び差異点の評価に基づく類否の結論

(4) むすび

したがって、・・・・・・・・、無効とすべきである。

6 証拠方法

甲第1号証 ○○○○○○○○○○

本件登録意匠がその出願前、公然知られた意匠であったことを証するため。

7 添付書類の目録

(1) 甲第1号証 1通

(2) 審判請求書 副本 2通

特 許
印 紙
50,000

特 許
印 紙
5,000

(55,000 円)

審 判 請 求 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号無効審判事件

2 請求人

住所（居所） 神奈川県横浜市港北区東三丁目4番5号

電話番号 045-123-1234

ファクシミリ番号 045-123-1235

氏名（名称） 商 標 太 郎 印

3 被請求人

住所（居所） 〒280-0001 千葉県千葉市中央区千葉本町三丁目4番5号

氏名（名称） 商 標 次 郎

4 請求の趣旨

登録第〇〇〇〇〇〇〇号商標の登録を無効とする。
審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

5 請求の理由

（1）手続の経緯

出 願 平成〇〇年〇〇月〇〇日

出願公告 平成〇〇年〇〇月〇〇日

登 録 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 無効事由

①本件登録商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、同法第46条第1項第1号により、無効にすべきものである。

②本件登録商標は、商標法第4条第1項第15号に該当し、同法第46条第1項第1号により、無効にすべきものである。

(3) 無効原因

本件登録商標は、①の手續の経緯に示すとおり登録されたものであるが、審判請求人所有に係る登録第△△△号商標はその先出願に係るものであって、両商標は相類似しており、その指定商品も類似するものである。

・商標の類似について

本件登録商標は別紙第1に示すとおりのものであって、このような形態のものは、本件指定商品を扱っている業界ではめずらしいもので、ほかの指定商品に関してはともかく、本件指定商品の関係では、別紙第2に示す引用例と本件登録商標とは外観上類似するものである。

・商品の類似について

本件の指定商品については、商標法施行令別表にも示されているように、引用商標の指定商品とは販売ならびに需要者が同一で、類似する商品といえることができる。

6 証拠方法

甲第1号証 登録第4000001号公報

甲第2号証 ○○○○○○○○○

甲第3号証 ○○○○○○○○○

7 添付書類の目録

(1) 委任状及びその訳文 各1通

(2) 審判請求書 副本 2通

(3) 甲第○号証ないし甲第○○号証写し 各1通

無効審判請求書の作成要領

1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番（横 21 cm、縦 29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、特許及び実用新案については、少なくとも用紙の左右及び上下に各々 2 cm をとり、原則としてその左右については各々 2.3 cm を越えないものとし、意匠及び商標については、少なくとも用紙の左 2 cm、上に 2 cm、右及び下に 3 cm をとってください。
- (3) 文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書いてください。
- (4) 書き方は左横書、1 行は 36 字詰めとし、各行の間隔は少なくとも 4 mm 以上をとり、1 ページは 29 行以内とします。
- (5) 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押してください。
- (6) とじ方は左とじとし、容易に離脱しないようにとじてください。

2. 手数料について

- (1) 昭和 63 年 1 月 1 日以降の出願に係る特許権及び実用新案権については、1 件につき 49,500 円に 1 請求項につき 5,500 円を加えた額、昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願に係る特許権については 1 件につき 27,500 円に 1 発明につき 27,500 円を加えた額、実用新案権については 55,000 円相当額、意匠権については 55,000 円相当額、商標権については 1 件につき 15,000 円に 1 区分につき 40,000 円を加えた額、特許権の存続期間の延長登録については 55,000 円相当額の特許印紙を貼付します。

また、一部無効審判請求の手数料は、特許権にあっては無効とする請求項の数（発明の数）、商標権にあっては無効とする区分の数に応じた手数料となります。

- (2) 特許印紙を貼るときには、請求書の左上部余白の下に括弧して、請求に係る貼付印紙額を記載してください。

（注意）

- 特許印紙は割印をしてはいけません。
- 特許印紙は、全国各地の集配郵便局において販売しています。
- 手数料等は、改訂される場合がありますので、注意してください。

- (3) 特許法第 195 条第 8 項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付したときは、納付書によるときは、歳入徴収官事務規程別紙第 4 号 1 2 書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼付し、納付情報によるときは、「○ 請求の理由」の欄の次に「○ 納付番号」の欄を設けて納付番号を記載してください。
- (4) 過誤納の手数料は、納付した者が納付した日から 1 年以内に請求することにより返還されます。
- (5) 手数料（特許印紙）が添付されていない審判請求書による審判請求であっても、請求の利益を失うことはありません。ただし、補正されない場合は、決定によりその請求書は却下されます。

3. 提出日の欄について

- (1) できるだけ提出する日を記載してください。
- (2) 特許庁の窓口 directly 提出する場合は、その提出する日付を記載してください。
- (3) 郵送する場合は、郵便局に差し出す日を記載してください。
(注意) 郵送する場合は、書留等差出日が証明できる方法により郵送してください。

4. 審判事件の表示の欄について

- (1) 「審判事件の表示」の欄の記載方法

特許においては、「特許第○○○○○○○○号（特許）無効審判事件」、「特許第○○○○○○○○号延長登録無効審判事件」のように記載します。

実用新案については、平成 5 年 1 2 月 3 1 日までの出願のものについては、「実用新案登録第○○○○○○○○号無効審判事件」、平成 6 年 1 月 1 日以降の出願については、「登録実用新案第○○○○○○○○号無効審判事件」のように記載します。

意匠においては、「意匠登録第○○○○○○○○号無効審判事件」のように記載します。

商標においては、「商標登録第○○○○○○○○号無効審判事件」、「国際登録第○○○○○○○○号無効審判事件」のように記載します。

- (2) 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠○○○○○－○○○○○○○関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載してください。

5. 特許（実用新案登録）無効審判請求に係る請求項の数について

「審判の請求に係る請求項の数」には、全部無効の審判請求の場合には特許登録原簿に登録された請求項の数を、一部無効審判請求の場合には、無効とする請求項の数を記載します。

但し、昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願に係る特許の無効審判については、項目を「審判請求に係る発明の数」とし、その数を記載し、実用新案については項目を設けるには及びません。

また、延長登録無効審判を請求するときは、「審判の請求に係る請求項の数」の欄は設けるに及びません。

6. 請求人の欄について

(1) 住所（居所）の欄について

「住所（居所）」の欄には、〇〇県、〇〇郡、〇〇村、大字〇〇、字〇〇、〇〇番地、〇〇号のように詳しく記載し、番地がないときは、住所の末尾に「（番地なし）」と記載してください。

(2) 氏名（名称）の欄について

「氏名（名称）」の欄には、請求人が法人にあってはその名称を記載し、「氏名（名称）」の次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載してください（代理人による手続のときは、代表者の欄の記載は不要です。）。

また、「氏名又は名称」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、カタカナで振り仮名を記載してください。

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けてください（代理人による手続のときは、代表者の欄の記載は不要です。）。

(4) 「国籍」の欄について

請求人が外国人の場合は、「国籍」の欄を設け、「国籍」を記載してください。ただし、その国籍が「住所（居所）」の欄に記載した国（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 2 条第 2 項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「国籍」の欄を設ける必要はありません。

(5) 「請求人」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。

請 求 人

住 所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏 名（名称）

（代 表 者）

印

（国籍）

住 所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏 名（名称）

（代 表 者）

印

（国籍）

7. 代理人の欄について

- (1) 代理人による手続をするときは、「請求人」の欄の次に「代理人」の欄を設けて、6. 請求人の欄についてと同様に「住所（居所）」、「氏名（名称）」の欄を設けて記載してください。
- (2) 弁理士又は弁護士が代理人として手続をするときは、「氏名（名称）」の欄には「弁理士（弁護士） ○○ ○○」のように資格を記載するようお願いいたします。
- (3) 「代理人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、6. 請求人の欄についての(5)と同様に記載してください。

8. 「印鑑の押印」について

- (1) 請求人の氏名（法人にあっては代表者）の後に、朱肉を用いて鮮明に印を押してください。
- (2) 代理人手続によるときは、請求人本人の印は不要です。

9. 被請求人の欄について

- (1) 「被請求人」の欄には、特許・登録原簿を確認して、審判請求日における特許・登録権者を相手方として表記します。
- (2) 被請求人が法人の場合は、法人の代表者記載は省略できます。
- (3) 共有に係る特許権等については共有者の全員を被請求人として記載してくだ

さい。この場合は、6. 請求人の欄についての(5)と同様に記載してください。

10. 請求の趣旨の欄について

「請求の趣旨」の欄には、

特許においては、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。との審決を求める。」のように記載します。

実用新案においては、「登録第〇〇〇〇〇〇〇号実用新案についての登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。との審決を求める。」のように記載します。

意匠においては、「登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠についての登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める」のように記載します。

商標においては、「登録第〇〇〇〇〇〇〇号商標についての登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める」のように記載します。

また、特許・実用新案において特定の請求項の発明・考案に関して無効審判を請求する場合は、「特許（実用新案登録）第〇〇〇〇〇〇〇号発明（考案）の明細書の請求項〇に係る発明（考案）についての特許（実用新案登録）を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。との審決を求める。」（昭和 63 年 1 月 1 日以降の出願に係る特許の場合）のように記載します（ただし、平成 15 年 7 月 1 日以降にされた特許出願に係る特許及び実用新案登録出願に係る実用新案登録については、明細書と特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）とを別書類とする平成 14 年改正法が適用されるので「特許（実用新案登録）第〇〇号発明（考案）の特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）の請求項第〇項に係る発明（考案）についての特許（実用新案登録）を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。）。さらに、昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願に係る特許の場合には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号発明の明細書の特許請求の範囲第〇〇項に記載された発明についての特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

商標においてはその指定商品又は指定役務毎に審判を請求することができ、「登録第〇〇〇〇〇〇〇号商標は指定商品（指定役務）中、〇〇〇についての登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

11. 請求の理由の欄について

「請求の理由」の欄には、特許または意匠等が無効であるとする実質的理由についての請求人の主張・立証を具体的かつ明確に記載してください。

特許庁では、「請求の理由」の記載方法として「項分け記載」を推奨しています。

「項分け記載」は、審判請求人が要点整理を行うことを通じて、自己の主張する無効理由を客観的に認識しつつ請求書を作成することにつながり、記載要件を満たすとともに審判官及び相手方当事者に対して自己の主張を適切に伝えることができるという点で有用であるためです。また「項分け記載」は審判官が審理に必要な箇所を見出しやすく、要点の整理に役立つことから、迅速かつ的確な審理に資することにもつながります。

具体的な記載方法については、「審判の現状と運用」の第3部「参考資料」における「参考8 無効審判請求書の「請求の理由」欄の記載例」を参照してください。

12. 証拠方法の欄について

(1)「証拠方法」の欄には、証拠の表示、立証の趣旨、証拠の説明などを記載します。例えば、証拠方法（証人、文書等）、証拠調べの都合のよい日、証拠の援用、証拠保全事件の表示があります。なお、証拠の表示については、通常の手続には番号を甲第○号証（物件には検甲第○号証）として表示します。さらに証拠の説明も必要により付け加えます。

(2)「証拠方法」の欄に記載するものには、発明の新規性に関するもの、刊行物の発行日に関するものが主なものとなりますが、多数の刊行物を合わせて一つの事実を立証しようとする場合には、部分と全体の関係を明白にする必要があります。原本が特許庁にあるものについては謄本（正副）を提出して原本について特許庁のものを援用することが取扱上許されています。その他のもので原本を提出できないものは証拠とする意味はありませんが、謄本でも相手方が成立を認めれば証拠となり得ます。他人の所有に係るものは、提出命令や検証によることができます。

証人尋問の申出には、立証する事柄と証人に尋問する事項をあらかじめ明らかにして下さい。

具体的な記載方法は、前掲の作成見本の証拠方法の記載を参照してください。

13. 添付書類および添付物件の目録の欄について

(1)「添付書類および添付物件の目録」の欄には実際に添付するものを記載しま

す。無効審判を請求する場合、請求書の審理用副本 1 通及び相手方（被請求人）の数に応じた副本を提出する必要があります。

- (2) 特許法施行規則第 10 条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類および添付物件の目録」の欄に当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（権利に係るものにあつては、権利番号、書類名及びその提出日）を記載し、その謄本を添付して下さい。
- (3) 包括委任状を援用するときは、「添付書類および添付物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載してください。
- (4) 検証物その他の証拠を提出した時に、後日その返還を受けたい時は、その提出の時に、提出書類のその表示の項並びに当該物件に、「返還請求あり」といった表示をすることが必要です。

14. その他

- (1) 訂正箇所直接訂正印を押してはなりません。「何字削除」、「何字挿入」といった表示を右側 2 cm の余白に記入し押印して下さい。
- (2) 審判請求書の提出方法
 - ① 特許庁へ直接持参して提出する方法
受付業務は、特許庁庁舎 1 階出願支援課で行っていますので、窓口で提出してください。
 - ② 郵送にて提出する方法
宛先は、〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号 特許庁長官宛として郵送してください。郵送する場合は、書留等差出日が証明できる方法で行ってください。
- (3) 審判番号の通知書が送付されるのに、相当の日時を要しておりますので、郵送にて提出する場合特許庁に請求書が接受されたことを早く確認したい方は、ハガキに手続内容がわかるような記載と、あて先を記載して同封するか、手続書面の控えを作成し、必要額の切手を貼付し、あて先を記載した返信用封筒を同封していただければ、受領印を押した後に送付します。

特 許 印 紙 50,000	特 許 印 紙 10,000	特 許 印 紙 5,000
----------------------	----------------------	---------------------

(66,000 円)

「訂正請求書」作成見本
無効審判における訂正請求：特許

訂 正 請 求 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示 無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
(特許第〇〇〇〇〇〇〇号無効審判事件)
- 2 請求項の数 3
- 3 請求人
住所（居所） 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
電話番号 03-3123-1234
ファクシミリ番号 03-3123-1235
氏名（名称） 特許株式会社
代表者 特許 太郎 印
- 4 請求の趣旨 特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲
(及び図面)を本件請求書に添付した訂正明細書、
特許請求の範囲(及び図面)のとおり訂正すること
を求める。
- 5 請求の理由
(1) 設定登録の経緯
出 願 平成〇年〇〇月〇〇日
出願公告 平成〇年〇〇月〇〇日
登 録 平成〇年〇〇月〇〇日

(2) 訂正の事由 ①特許請求の範囲の減縮

②誤記の訂正

(3)訂正事項

①特許第○○○○○○○○号における特許請求の範囲を「○○○○○○・・・」と訂正する。

②願書に添付した明細書第○項第○行目（特許公報第○頁第○欄第○行目）及び第○項第○行目（特許公報第○頁第○欄第○行目）にそれぞれ記載した「○○○」を「○○○」に訂正する。

(4)訂正の原因

①訂正事項①について

訂正前の請求項○記載の特許発明は、……………に係る請求項第○に係る発明を技術的により特定した発明であって、○○○当たりの○○含有量を特定したものであるが、肥料を含有せしめるための手段について何ら記載がなく特定されていない。

これに対して、訂正後の請求項○記載の特許発明は、肥料を含有せしめるための手段を「…手段」として記載し、特許公報第○頁第○欄第○行目に「…、…」と記載されているように、○○○について○○○○の記述の誤記があり、明細書作成段階でこの○○○○と混同し、錯誤により誤記したものである。

したがって、この訂正は、特許法第134条の2第1項第2号に規定の「誤記の訂正」に該当するほか、同条第5項で準用する特許法第126条第3項ないし第5項の規定にも違反しないものである。

6 添付書類の目録

(1) 訂正特許請求の範囲	正副	各1通
(2) 訂正明細書	正副	各1通
((3) 承諾書		1通
(4) 訂正請求書副本		1通
((5)参考資料1 特許第○○公報	正副	各1通)

特許 印紙 50,000	特許 印紙 5,000
--------------------	-------------------

(55,000 円)

「訂正請求書」作成見本
無効審判における訂正請求：旧実用

訂 正 請 求 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示 無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
(実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号無効審判事件)
- 2 請求項の数 1
- 3 請求人
住所（居所） 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
電話番号 03-3123-1234
ファクシミリ番号 03-3123-1235
氏名（名称） 実用株式会社
代表者 実用 太郎 印
(国籍)
- 4 請求の趣旨 実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書（及び図面）を請求書に添付した訂正明細書（及び図面）のとおりに訂正することを求める。
- 5 請求の理由
- 6 添附書類の明細

(1) 全文訂正明細書	正本 1 通
	副本 2 通
(2) 訂正請求書副本	2 通

訂正請求書の作成要領

1. 様式

第1部 3. 無効審判「無効審判請求書の作成要領」1. 様式と同じです。同記載を参照してください。

2. 手数料について

(1) 1件につき49,500円に1請求項につき5,500円を加えた額の特許印紙を消印しないで貼付してください。

請求項の数を削除する訂正を行うときであっても、訂正前の請求項数分の手数料が必要となります。

(2) その他は、第1部 3. 無効審判「無効審判の作成要領」2. 手数料についてと同じです。同記載を参照してください。

3. 請求期間

次に掲げる指定期間に限って請求することができます。

- (1) 無効審判の請求書の副本送達後における答弁書の提出のための指定期間（特許法第134条の2第1項、平成15年改正法附則第4条（旧実用新案法40条読替））
- (2) 無効審判の請求書の請求理由の要旨変更の補正を許可された場合における補正書の副本送達後における答弁書の提出のための指定期間（特許法第134条の2第1項、平成15年改正法附則第4条（旧実用新案法40条読替））
- (3) 職権探知による無効理由通知に対する意見書提出期間内（特許法第153条第2項、平成15年改正法附則第4条（旧実用新案法第40条））
- (4) 審決取消訴訟における差戻し決定によって再係属した無効審判の審理再開時の訂正請求のための指定期間（特許法第134条の3第2項、平成15年改正法附則第4条（旧実用新案法40条読替））
- (5) 審決取消訴訟において維持審決が判決により取り消された場合に権利者の求めに応じて行う訂正請求のための指定期間（特許法第134条の3第1項、平成15年改正法附則第4条（旧実用新案法40条読替））

4. 提出日の欄について

第1部 3. 無効審判「無効審判請求書の作成要領」3. 提出日の欄についてと同じです。同記載を参照してください。

5. 事件の表示の欄について

「無効○○○○－○○○○○○」のように特許法第123条第1項の審判（特許無効の審判）の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第何号特許無効審判事件」のように審判事件の表示を記載します。

6. 請求項の数の欄について

請求項の数の欄には、訂正請求の対象となる特許権（実用新案権）の請求項数を記載します。

請求項の数を削除する訂正請求を行うときであっても、訂正前の請求項数を記載します。

7. 請求人の欄について

- (1) 特許（実用新案権）者の共有者が、その共有に係る権利について訂正を行うときは、共有者の全員を請求人として記載しなければなりません。
- (2) その他は、第1部 3. 無効審判「無効審判請求書の作成要領」6. 請求人の欄についてと同じです。同記載を参照してください。

8. 代理人の欄について

第1部 3. 無効審判「無効審判請求書の作成要領」7. 代理人の欄についてと同じです。同記載を参照してください。

9. 「印鑑の押印」について

第1部 3. 無効審判「無効審判請求書の作成要領」8. 「印鑑の押印」についてと同じです。同記載を参照してください。

10. 請求の趣旨の欄について

特許の場合、「特許第何号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載します。

11. 請求の理由の欄について

設定登録までの経緯、訂正の目的、訂正事項、訂正の原因について項分けをして記載してください。

以下の例のように記載します。

(1) 設定登録の経緯

(例) 出 願	平成○年 ○月○○日
出願公告	平成○年 ○月○○日
登 録	平成○年○○月○○日

(2) 訂正の理由

訂正事項ごとに、訂正の目的を特定してください。

(例) 特許請求の範囲の減縮
誤記の訂正

(3) 訂正事項

訂正事項は、訂正事項毎に項分けして記載します。概略的な記載（例えば、クレームの訂正に整合するように発明を訂正する）は不適切です。また、「てにをは」等の比較的軽減な訂正であっても省略はできません。また、クレームを削除等して項数変動等する場合は、クレームの対応表を作成することが望ましいです。

(例) 特許第○○○○○○○○号における特許請求の範囲を「○○○○○○」
と訂正する。

願書に添付した明細書第○項第○行目（特許公報第○頁第○欄第○行目）及び第○項第○行目（特許公報第○頁第○欄第○行目）にそれぞれ記載した「○○○」を「○○○」に訂正する。

(4) 訂正の原因

(3) 「訂正の内容」の項分けと対応するように、項分けして記載します。

(例) 訂正事項について

訂正前の請求項○記載の特許発明は、………に係る請求項第○に係る発明を技術的により特定した発明であって、○○○あたりの○○含有量を特定したものであるが、肥料を含有せしめるための手段について何ら記載がなく特定されていない。

これに対して、訂正後の請求項○記載の特許発明は、肥料を含有せしめるための手段を「…手段」として記載し、特許公報第○頁第○欄第○行目に「…、…」と記載されているように、○○○につい

て〇〇〇〇の記述の誤記があり、明細書作成段階でこの〇〇〇〇〇と混同し、錯誤により誤記したものである。

したがって、この訂正は、特許法第134条第2項第1号に規定の「誤記の訂正」に該当するほか、準用する特許法第126条第2項ないし第4項の規定にも違反しないものである。

12. 国以外のすべての者の持分の割合の欄について

- (1) 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る特許権又は実用新案権であって持分の定めがある場合についての訂正請求であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「請求の理由」の欄の次に「国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように持分の割合を記載してください。
- (2) この場合、当該持分について証明する書面を提出しなければなりません（ただし、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができます。）。

13. 添付書類の目録の欄について

- (1) 訂正した明細書又は図面（平成15年7月1日以降の出願に係る特許権については、訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面）を必ず請求書に添付しなければなりません。例えば、「(1)訂正明細書及び特許請求の範囲 各1通、(2)訂正請求書副本 2通、(3)承諾書 1通、(4)特許第何号の特許公報及び既に訂正がなされた明細書及び特許請求の範囲各1通」のように記載してください。
- (2) 特許法第134条の3第3項の規定により訂正審判の請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲又は図面を援用するときは、「添付書類の目録の欄」に援用に係る明細書等の書類名を記載して、その次に「援用の表示」の欄を設けて、援用される当該書類が提出された手続に係る無効審判の審判番号を記載してください。
- (3) その他は、第1部 3. 無効審判「無効審判請求書作成要領」13. 添付書類及び提出物件の欄についてと同じです。同記載を参照してください。

14. 承諾書について

訂正の請求をしようとする特許（実用新案）権に、専用実施権者、質権者、職務発明に基づく通常実施権者、許諾による通常実施権者があるときには、これら

の者の承諾を得なければ、特許（実用新案）権者は、訂正の請求をすることができません（特第134条の2第5項で準用する特第127条）。

承諾書は（文例）により作成し、審判請求書に添付してください。

承諾書は次の文例により作成します。

（文 例）

承 諾 書	
(平成 年 月 日)	
特許権者（実用新案権者）	
住 所（居所）	
氏 名（名称）	殿
専用実施権者	
（通常実施権者）	
（質 権 者）	
住 所（居所）	
氏 名（名称）	
特許（登録実用新案）第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書を、請求書に添付した訂正明細書、特許（実用新案登録）請求の範囲（及び、図面）のとおり訂正することについて、請求することを承諾いたします。	

15. その他

第1部 3. 無効審判「無効審判請求書の作成要領」14. その他と同じです。
同記載を参照してください。